

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第41号

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--------------------|---|---|---|
| 別表第1 (第3条関係) | | 別表第1 (第3条関係) | |
| 審議事項 | 委員 | 審議事項 | 委員 |
| 特に重要な懲戒事案について審議する。 | 委員長 次長 委員 企画総務部長 自動車部長 高速鉄道部長 企画総務部総務課長 企画総務部職員課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 | 特に重要な懲戒事案について審議する。 | 委員長 次長 委員 企画総務部長 自動車部長 高速鉄道部長 企画総務部企画総務課長 企画総務部職員課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 |
| 別表第2 (第4条関係) | | 別表第2 (第4条関係) | |
| 委員会の種類 | 審議事項 | 委員 | 委員 |
| 1 総務委員会 | (略) | 委員長 企画総務部長 委員 企画総務部総務課長 企画総務部職員課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 | 委員長 企画総務部長 委員 企画総務部企画総務課長 企画総務部職員課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 |
| 2 自動車業務委員会 | 自動車部営業課及び自動車部運輸課に所属する職員に係る懲戒事案 | 委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部営業課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 | 委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部管理課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 |
| 3 自動車運輸委員会 | (略) | 委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部営業課長 自動車部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 | 委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部管理課長 自動車部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 |

| | | | | | |
|--------------|------|---|--------------|------|---|
| 4 自動車技術委員会 | (略) | 委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部営業課長 自動車部技術課長 自動車部自動車整備工場長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 | 4 自動車技術委員会 | (略) | 委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部管理課長 自動車部技術課長 自動車部自動車整備工場長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 |
| 5 高速委員会 | (略) | 委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部担当部長 高速鉄道部営業課長 懲戒の対象となった職員の所属が、高速鉄道部技術監理課、高速鉄道部電気課及び高速鉄道部高速車両課の場合は、技術監理課長 労働組合が選任した者 若干人 | 5 高速委員会 | (略) | 委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部担当部長 高速鉄道部管理課長 懲戒の対象となった職員の所属が、高速鉄道部技術監理課、高速鉄道部電気課及び高速鉄道部高速車両課の場合は、技術監理課長 労働組合が選任した者 若干人 |
| (略) | | | (略) | | |
| 別表第3 (第5条関係) | | | 別表第3 (第5条関係) | | |
| 委員会の種類 | 審議事項 | 委員 | 委員会の種類 | 審議事項 | 委員 |
| 1 自動車運輸専門委員会 | (略) | 委員長 自動車部長 委員 自動車部営業課長 自動車部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 | 1 自動車運輸専門委員会 | (略) | 委員長 自動車部長 委員 自動車部管理課長 自動車部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)